

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三一五一

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一―一八）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 令和二年五月一日から令和二年十月三十一日までの間は、第十一条第一項第七号及び第十九条の三第五項中「六月から九月までの期間内」とあるのは「六月から九月までの期間内（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の運営業務その他任命権者が特に必要と認めた業務に従事する職員で、委員会の承認を得たものについては、五月から十月までの期間内）」とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。